

健全化判断指標の公表

市では平成22年度の決算報告と合わせ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、**財政健全化法**)に基づき、**健全化判断指標**を公表します。

▼財政健全化法とは

平成19年6月にできた法律で、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すためのものです。

この法律では、自治体が財政破たんしないようにチェックするため、5つの目安(指標)が示されています。一つでも基準を達成しない場合は、早めに対応しなければなりません。

▼5つの目安(指標)とは

①実質赤字比率

一般会計を中心とした普通会計が赤字になった場合の、収入に対する

赤字の割合です。普通会計が赤字でないかをチェックします。

②連結実質赤字比率

国民健康保険事業会計や下水道事業会計などを加えた全ての会計の合計が赤字になった場合の、収入に対する赤字の割合です。全会計を合わせて赤字でないかをチェックします。

③実質公債費比率

収入のうちどのくらいを借金の返済に充てているかの割合です。現時点での借金返済額が大き過ぎないかをチェックします。

④将来負担比率

収入に対する実質的な借金残高(これから返済しなければならぬ借金)の割合で、借金残高から貯金を引いた残りの額が年間収入の何%

になるかを表した数値です。将来返済しなければならぬ借金が大き過ぎないかをチェックします。

⑤資金不足比率

水道事業などの企業会計が赤字の場合の、事業規模に対する赤字の割合です。企業会計が赤字でないかをチェックします。

▼各指標の日光市の数値

平成22年度における日光市の各指標の数値は次のとおりです。

5つの目安(指標)	早めの対応が必要となる基準	日光市の数値(前年度比)
①実質赤字比率	12.07%以上	-
②連結実質赤字比率	17.07%以上	-
③実質公債費比率	25.0%以上	10.4% (▲1.4ポイント)
④将来負担比率	350.0%以上	60.2% (▲21.7ポイント)
⑤資金不足比率	20.0%以上	-

右の表のとおり、平成22年度決算において日光市では、③実質公債費比率が10.4%、④将来負担比率が

させようとする暴力行為です。

また、DVは家庭内で行われ、人の目に触れないことが多い上、被害者自身が明らかにすることを恥じたりおびえたりして、第三者に訴えられないことが多く、表面化しない傾向にあります。

●DVを受けている人はどのくらいいるのでしょうか？

平成22年度に市が行った、男女共同参画に関するアンケートの結果では、「DV被害の経験がある」と答えた人は、女性で12%、男性で1%でした。また「身近に被害を受けた人がいる」と答えた人は、女性で11.5%、男性で7.7%でした。

さらに、内閣府が平成20年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の10.8%が「何度も被害にあった」、22.4%が「1、2度被害にあった」と回答しています。この合計は33.2%になり、女性の3人に1人が暴力を受けていることとなります。

●DVはなぜ起こるのでしょうか？

DVの背景には、男女の社会的地位・経済力の格差や女性の人権に対する軽視、女性を対等なパートナーと見ない差別意識などがあり、これらがDVを引き起こす原因と考えら

60.2%となりました。これらの数値から、日光市は年収の約1割(10.4%)を借金の返済に充てており、借金残高から貯金を引いた実質的な借金残高は年収の約6割(60.2%)ということが分かります。どちらの数値も早めの対応が必要となる基準を下回っています。

また、前年度に比べて、③実質公債費比率が14ポイント、④将来負担比率が21.7ポイント下がっています。これは、下水道事業などの借金返済に対する負担が徐々に減っていることや、地方交付税で補てんされる額および基金への積み立て(貯金)が増えたことが主な理由です。

なお、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、⑤資金不足比率については、各会計とも黒字のため表示していません。

財政健全化法の基準で見た場合、日光市は早期に健全化のための対応を必要とする状況にはなっていない。しかし、地方交付税に依存していることや借金残高が多いことなど、財政状況が厳しいことには変わりありません。こうした点にも注意しながら、今後も財政の健全化を図っていきます。

くわしくは

財政課 財政係 ☎(21)5162

れています。

●DV被害者は、なぜ逃げないのでしょうか？

加害者に逆らうことの恐怖や我慢すれば良いという諦め、経済的な理由、周囲の無理解など、理由はさまざまです。また、DVを受けている原因が自分にあると思ひ込み、DV被害者であるという認識がない場合もあります。

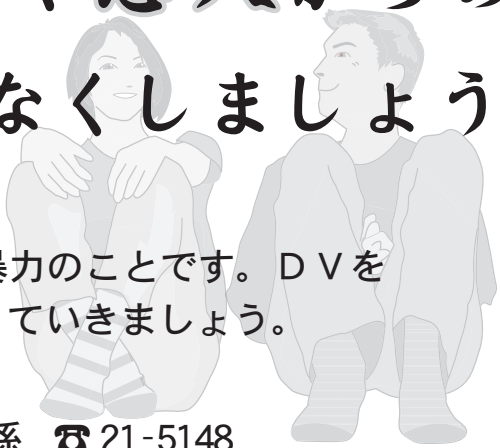
◆ ◆ ◆
DVを含む暴力はどんな理由があっても許されるものではありません。暴力を容認せず、誰もが安心して暮らせる社会づくりをしていきましょう。

※DVについては、市ホームページに詳しく掲載していますのでご覧ください。

DVについてのご相談は
日光市女性相談ほっとライン
月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
☎(30)4140



配偶者や恋人からの暴力をなくしましょう



DVという言葉を知っていますか？
DVは、配偶者や恋人などから受ける暴力のことです。DVを知り、DVなどの暴力のない社会をつくっていきましょう。

くわしくは
人権・男女共同参画課 男女共同参画推進係 ☎21-5148

暴力とは



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力は、殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、人格を否定するような暴言や交友関係を監視するなどの精神的暴力、生活費を入れないなどの経済的暴力、性的暴力なども含まれます。また、暴力は人種や国籍、社会的地位、学歴、職業などに無関係に起きています。

DVとは

暴力の中でも配偶者や恋人などから受ける暴力をドメスティック・バイオレンス(以下、DV)といいます。これまでDVは、周囲から夫婦げんかとして軽視され理解されないことが多く、被害が見過ごされてきました。しかし、DVは単なる夫婦げんかではありません。身体的、社会的な力を使って相手を支配し、従属